

生活保護の減額 取り消し5例目

宮崎地裁判決

国が生活保護基準額を20.13～15年に大幅に引き下げた改定は、生存権を保障した憲法25条などに違反するとして、宮崎市の受給者3人が市の減額決定を取り消しを求めた訴訟の判決が10日、宮崎地裁であつた。小島清一裁判長は「改定は生活保護法に違反する」として決定を取り消した。憲法判断については触れなかった。

同種の訴訟は全国29地裁で起され、判決は14件

目。減額決定の取り消しを認めたのは、大阪、熊本、東京、横浜に続き5件目となつた。9地裁は原告の請求を退けていた。

国は13～15年、生活保護費のうち、食費や光熱費などの生活費にあたる「生活扶助」の基準額を改定。08年以後の物価下落（デフレ）によって生活保護受給世帯の可処分所得が相対的に上がったためとして、3

年間で平均6・5%、最大10%、総額670億円を削

減した。

判決は4地裁に続き、厚生労働省の手続きや算定方法を問題視。改定にあたって専門家による検証を踏まえておらず、生活関連物資の価格が上昇していた08年を起點としたことにも「合理的な理由がない」とした。

また、厚労省が根拠とした物価下落率「4・78%」についても、テレビやパソコンの価格下落を過大に評価し、「生活保護世帯の消費実態を適切に反映したものではない可能性がある」と指摘。厚労相の判断は「裁量権を逸脱している」と結論つけた。

（社会保険法）は「これまで最も明瞭に算定方法の問題点を指摘し、『合理的な運営や専門的知見との整合性を欠く』と踏み込んでいる」と指摘。22年以降では4件目となる原告勝訴について「各地裁の判断が統一されしていくきっかけになるのではないか」と述べた。（平塚学）

貧困問題に詳しい九州大学法学研究院の丸谷浩介教授